

## 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（以下「祖母BR」という。）の豊かで貴重な自然環境やそれらを背景にした技術を活かして生産されるエリア内産品をブランド認証する祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証制度の実施について必要な事項を定め、祖母BR産品を通じた祖母BRの自然環境や生活文化に関する情報の発信と地域資源の持続的な活用を推進するとともに、祖母BRのブランド向上を図り、自然と共生した地域社会経済の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認証」とは、事業者等からの申請に基づき、一定の基準（以下「認証基準」という。）に適合する祖母BRエリアで生産された産品について、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協」という。）会長が祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド（以下「祖母BRブランド」という。）として認めることをいう。

2 この要綱において「事業者等」とは個人、生産組合、団体、法人又は集落組織等をいう。

### (認証審査会の設置)

第3条 推進協会長は、祖母BRブランドの認証に関し、必要な事項を審査するため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証審査会（以下「認証審査会」という。）を置く。

2 認証審査会の構成員は、推進協会長が任命する者とする。

### (認証基準)

第4条 認証の対象となる産品は、生産、加工、製造又は販売について、必要がある関係法令及び条例により許可を得た産品又は事業者等による産品であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 祖母BRエリア内で生産又は採取された農林水産物で次に掲げるいずれかに該当するもの

イ 有機農産物の日本農林規格（有機JAS認証）の認証を受けている農作物

ロ 環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている農業生産活動によって生産された農作物

ハ 日之影町農産物認証制度の認証を受けている農作物

ニ 生態系の保全や資源の持続可能な利用に配慮し、生産又は採取された農林水産物

二 祖母BRエリア内で生産又は採取された農林水産物を主要な原材料や特徴のある原材料として使用した産品又は製造において祖母BRエリア内の伝統的な技術が使用されている産品で次に掲げるすべてに該当するもの

イ 祖母BRエリア内の地域性や関連性、ゆかり、歴史的背景等があること

ロ 祖母BRのイメージアップや知名度向上に資する個性や特徴があること

ハ 特徴、個性、優位性、独自性等、他に誇れる品質を有していること

ニ 生態系の保全や資源の持続可能な利用に配慮し、生産・採取・加工等されたものであること

三 その他推進協会長が特に認めたもの

### (認証の申請)

第5条 祖母BRブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類等を推進協会長に提出するものとする。

一 認証申請書（第1号様式）

二 申請産品調書（第2号様式）

三 その他推進協会長が必要と認める書類等

(認証の審査と決定)

- 第6条 推進協会長は、前条の規定による認証の申請があった場合には、第4条に定める認証基準に基づく適合審査を認証審査会に諮問する。
- 2 認証審査会は、前項による推進協会長の諮問があった場合には、認証申請書等必要な書類により認証審査を行い、その結果を推進協会長に答申するものとする。
  - 3 申請者は、円滑な認証審査に協力しなければならない。
  - 4 推進協会長は認証審査会の審査結果に基づき、認証基準に適合し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証品（以下「認証品」という。）に決定した場合には、認証通知書（第3号様式）により認証を受けた当該申請者（以下「認証事業者」という。）に通知する。
  - 5 推進協会長は、認証品として認められないと決定した場合には、認証不承認通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。
  - 6 推進協会長は、必要に応じて、第4項に規定する認証に意見を付けることができる。

(認証の公表)

- 第7条 推進協会長は、認証品及び認証事業者について、推進協の公式ホームページや其他媒体により公表する。

(認証の有効期間及び更新)

- 第8条 第6条第4項に規定する認証の有効期間は、認証した日の属する年度の翌々年度の6月末日とする。
- 2 前項に規定する認証の有効期間が満了となる場合において、認証を更新しようとする者は、認証の有効期間満了の30日前までに、認証更新申請書（第4号様式）及び申請産品調書（第2号様式）並びにその他推進協会長が必要と認める書類等を推進協会長に提出しなければならない。
  - 3 推進協会長は、認証更新申請書を受理したのち、認証の更新をすることができる。
  - 4 第6条の規定は、有効期間の更新に係る認証に準用する。
  - 5 推進協会長は、認証の更新の決定をした場合には、認証通知書（第3号様式）により認証事業者に通知する。
  - 6 前項の規定により更新される認証の有効期間は、認証を更新した日の属する翌々年度の6月末日とする。

(認証内容の変更)

- 第9条 認証事業者は、認証内容が次の各号のいずれかに該当するときは、認証事項変更報告書（第5号様式）を速やかに推進協会長に提出しなければならない。
- 一 認証品の名称等を変更するとき。
  - 二 認証事業者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更するとき。
  - 三 認証品の生産又は販売を1年以上中止又は廃止するとき。
  - 四 その他認証申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認証の表示)

- 第10条 認証事業者は、認証品に認証の表示をすることができる。
- 2 認証事業者が行う認証の表示は、推進協が画像データとして提供する認証品の表示ラベル（以下「認証ラベル」という。）によるものとし、認証品又は包装・容器等にシール等を直接貼付するか、直接印刷により行うものとする。
  - 3 推進協から提供を受けた認証ラベルの画像データは、改変してはならない。
  - 4 シール形式の認証ラベルは、認証事業者の求めに応じ推進協が提供する。包装・容器等に直接印刷する場合において、認証ラベルの表示に要する経費は、認証事業者が負担するものとする。

- 5 認証事業者は、認証ラベルを認証品以外に表示してはならない。
- 6 認証事業者は、認証ラベルの使用状況を使用管理簿等により整備・保管しておかなければならない。
- 7 認証事業者は、認証の有効期間満了時に当該認証を更新しなかった場合において、推進協から提供を受けたシール形式の認証ラベルに余剰があるときは、これを返還しなければならない。

(認証品の状況報告)

第11条 認証事業者は、推進協会長の求めに応じて、認証品の生産出荷状況、認証ラベルの使用枚数について、生産出荷状況等報告書（第6号様式）により報告するものとする。

(認証品の調査及び検査)

第12条 認証審査会は、必要があると認める場合には、認証品の調査及び検査を行うことができる。

(認証品の改善勧告)

第13条 推進協会長は、認証品の品質を確保するため、必要に応じて改善勧告を行うことができる。

(認証の取消し)

第14条 推進協会長は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証審査会の審査を経て、認証を取消すことができる。

- 一 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- 二 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- 三 認証品の生産又は販売を1年以上中止又は廃止したとき。
- 四 その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

- 2 推進協会長は、前項の規定により認証の取消しを決定した場合には、認証取消通知書（第~~6~~7号様式）により認証事業者に通知する。
- 3 認証事業者は、取消しの通知を受けた場合には、推進協から提供を受けたシール形式の認証ラベルを直ちに返還しなければならない。
- 4 推進協会長は、第1項第1号又は第4号の事由により認証を取消した場合には、その対象となる認証品及び認証事業者を公表する。
- 5 前項の規定により公表された認証事業者は、取消しの日から1年を経過しなければ、新たに認証の申請をすることができない。

(認証事業者等の責務)

第15条 認証事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 認証品の生産及び販売を通じて積極的に祖母BRのブランド向上に努めること。
- 二 認証品の計画的な生産及び適正な品質管理に努めること。

- 2 当該認証品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合には、認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠意を持って対応しなければならない。
- 3 認証事業者は、事故等が発生した場合には、事故等発生報告書（第8号様式）により直ちに推進協会長に報告しなければならない。
- 4 推進協会長又は認証審査会が認証品の事故等を受け付けた場合には、認証事業者に対して速やかにその内容を連絡する。連絡を受けた認証事業者は、事故等の解決に向けて誠意を持って対応し、事故等発生報告書（第8号様式）により推進協会長に報告しなければならない。

(事務処理)

第16条 この認証に関する事務処理は、推進協事務局が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、この要綱の施行の日以前に認証された産品についても適用する。